

犯罪対策のための社会調査の活用

—全国統一治安調査と既存の犯罪調査との比較—

Utilizing Social Surveys in Anti-Crime Measures: Comparison between The National Uniform Subjective Security Survey and Existing Crime Surveys

島田 貴仁
Takahito Shimada

1. はじめに
2. 世界と日本の犯罪調査
3. 全国統一治安意識調査の特徴と意義
4. 全国統一治安意識調査と「犯罪の不安感等に関する調査」の調査概要の比較
5. 今後の活用方策と課題

<要旨>

全国統一治安調査は、既存の国内外との犯罪に関する社会調査に比べて、犯罪対策の実施主体である都道府県を調査単位にし、警察本部での実施が可能であるため、各都道府県で実施される犯罪抑止対策の立案・評価に利用可能である。一方で、既存のエリアサンプリングによる訪問留置による全国調査に比べて、女性や高齢者の回答者比率が低く、それらの特性を調整した後にも、調査で申告された被害率が高いという特徴がみられた。今後の課題として、各都道府県の体感治安のベンチマークとして用いる、問題解決型警察活動で利用する、サンプリングや測定に関して全国調査との較正を行う、を提案した。

The National Uniform Subjective Security Survey is administered by prefectural police headquarters to plan and evaluate their crime-reduction activities by measuring citizen's perceptions of crime. In this study, the chi-square test showed that the survey underrepresents women and older people compared to national census and that, controlling for such demographics, survey respondents report more crime victimization than is reported in an existing national-wide crime survey in which quota-sampled respondents complete questionnaires in their homes. The study also found that the survey can be utilized to examine citizens' worries about crime and problem-solving policing, after calibrating such sampling and measuring systematic differences.

1. はじめに

1-1. 犯罪政策における社会調査の役割

社会政策は、客観的なデータの分析に基づいて形成されることが望ましく、犯罪対策や治安対策もその例外ではない。従来の犯罪学 criminology は、犯罪・非行の現象を理念的にとらえる面があったが、近年では犯罪科学 crime science というタームが提案され、より政策的・実証的な立場からの研究を深めている。

犯罪研究における主要なデータ源は、公的統計と社会調査である。公的統計は、警察では犯罪の認知や検挙、裁判では有罪宣告、矯正保護では刑務所や少年院など行刑施設への入退所に関するものが挙げられる。このうち、犯罪認知件数は国や地域の犯罪水準を示す指標といえるが、警察が取り扱う犯罪認知件数は、市民の警察に対する通報水準や犯罪の定義の変更によって変化しうるため、必ずしも万能ではない（島田，2011）。

これに対し、一般市民に対して犯罪の被害・加害を尋ねる社会調査は、公的統計とならぶ犯罪研究のためのデータ源になっている。このうち、潜在的被害者に対する社会調査は、警察に未届けの事案（暗数）を含む犯罪被害、犯罪不安、刑事司法に対する信頼など多くの有用な情報を得ることができる。また、犯罪行為をたずねる自己申告調査は、おもに少年非行の研究で重きをなしている。本稿では、前者の犯罪被害・犯罪不安調査について議論する。

1-2. 本稿の構成

本稿は5つの節からなる。第2節では、世界と日本の犯罪被害・犯罪不安調査について述べる。第3節では、警察庁「住民の

意識調査に関する有識者研究委員会」の一環で2015年8月に全国の運転免許試験場で実施されたインターフェイス型の社会調査である「全国統一治安意識調査」を既存の犯罪調査と比較してその特徴を考察する。第4節では、「全国統一治安意識調査」と、比較的設問項目に近い（公財）日工組社会安全研究財団「犯罪の不安感等に関する調査」との間に、回答者特徴や主要項目の回答傾向を比較する。第5節では、今後の展望を述べる。

2. 世界と日本の犯罪調査

2-1. 欧米での国単位の社会調査

欧米では、国単位で代表性を持つ犯罪被害調査が実施されている。

(1) 米国

米国では1973年以降、全国の世帯対象に全国犯罪被害調査（National Crime Victimization Survey）が実施されている（<https://www.bjs.gov>）。2007年の調査では全米の約41000世帯の約74000名が調査対象になっている。世帯が一度調査対象として抽出されると、6か月ごとに7回、すなわち3年間にわたって調査が実施される。このことにより、調査期間より以前の過去の被害を過大に申告するテレスコーピングを防ぐことが可能になる（Addington, 2005）。なお、世帯の抽出は層別多段抽出法であり、実査は初回が面接、2回目以降は電話が主となる。

(2) 英国

英国では、1982年以降、英国犯罪調査（British Crime Survey、現在はCrime Survey for England and Walesに改称）が実施されている（<http://www.crimesurvey>）。

co.uk/)。2015年の調査は約35000世帯を対象に、面接法(CATI)で実施された。なお、抽出は、首都圏などの例外を除いて、郵便番号区(Postcode Address File)による多段抽出法が用いられている。

2-2. 日本での国単位の社会調査

これに対し、日本では2000年以降に複数の主体による調査が行われるようになった。

(1) 内閣府「社会意識に関する世論調査」

内閣府がさまざまなテーマで実施している世論調査のなかにも、犯罪や治安に関するものがある。毎年実施されている「社会意識に関する世論調査」では、現在の日本の状況について、悪い方向に向かっている分野を複数回答で問う質問があり、ここでの「治安」の選択率(犯罪に対する懸念, worry about crime)は、国民の体感治安のベンチマークとして利用可能である。

また、2004年、2006年、2012年には「治安に関する世論調査(または特別世論調査)」が実施されている(<http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h24/h24-chian.pdf>)。最新の2012年調査では、層化2段無作為抽出法によって、全国210地点の20歳以上男女3000名が対象になり、1956名が回答している(回収率65.2%)。主要な設問項目は、治安変化の認識、治安悪化の原因、犯罪不安を感じる場所・犯罪類型、警察に対する要望であるが、他の調査とのオムニバスであるため、設問項目数には制約がある。

(2) 法務省「犯罪被害実態調査」

法務省の犯罪被害実態調査は、2000年、2004年、2008年、2012年の4回にわたり実施されており、いずれも国際犯罪被害調査(International Crime Victims Survey)

との相互比較が可能なように測定項目が設計されている。最新の2012年調査では、日本国内の男女4000名が対象になり、2156名が回答している(回収率53.9%)。抽出方法は層化二段無作為抽出法によっており、郵送調査である。

設問項目は犯罪被害が中心になっており、世帯犯罪(乗り物、不法侵入、クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、振り込み詐欺)、個人犯罪(強盗、窃盗、暴行・脅迫、性的)の犯罪類型について過去5年の犯罪被害経験と、被害回数・届出の有無などを詳細に尋ねている。ただし、調査目的は、未申告を含む被害測定であるため、治安意識や犯罪不安に関しては、夜の一人歩きの安全性評価(Fearwalk)、警察の防犯活動の評価、日本全体の治安評価など項目は限定的である。

(3) (公財)日工組社会安全研究財団「犯罪の不安感等に関する調査」

(公財)日工組社会安全研究財団による「犯罪の不安感等に関する調査」は、2001年以降5回にわたり実施されている。最新の2014年の調査では、全国の男女4500名が対象になり、2028名の回答を得ている。この調査は、全国150町丁目の調査地点から30世帯を抽出するエリアサンプリングによっており、正規サンプル4500名に対する回収数は1024名(回収率22.7%)であったが、ほぼ同数を現地で補充することで、調査地点ごとの性・年齢層の割り当て指定を達成している。なお、本調査では、犯罪被害のあいやすさや防犯ニーズが、世帯構成や住宅の建て方によって異なることを勘案し、抽出段階で一戸建て住宅(3100世帯)と集合住宅(1400世帯)とを層別するとと

もに、地点ごとに1名の単身世帯をオーバーサンプリングしている。

主要な調査項目は、16の犯罪類型に対する過去5年間の犯罪被害および届出回数、20の犯罪類型に対する犯罪不安および被害の主観的確率（リスク認知）、治安認識、警察・行政に対する要望、地域の秩序違反の認識であるが、これ以外にも、防犯情報への接触、犯罪対策や非行少年への態度、防犯活動に対する参加意図、近隣の人間関係、不安全行動など、犯罪被害に影響する要因について幅広い項目を測定している。

3. 全国統一治安意識調査の特徴と意義

このように日本では、潜在的被害者を対象として、犯罪被害や犯罪不安、治安意識を尋ねる複数の調査が実施されている。これに対して、今回の全国統一治安意識調査の特徴と意義は、以下の通りまとめることができよう（表1）。

3-1. 都道府県を調査単位にした調査

ひとつ目の特徴は、都道府県単位での調査実施を可能にした、という点である。

犯罪対策や犯罪政策は、国単位で実施されるものと、都道府県以下の空間単位で実施されるものがある。前者は法律の制定や全国の警察での新たな活動方針の策定が挙げられるであろう。後者には、都道府県警察本部が実施する集中取り締まり、住民に対する広報啓発、防犯基準の認証制度といった多くの対策が挙げられる。

このように、犯罪対策の多くが、都道府県単位で実施されていることを考えると、その立案や評価の際には、都道府県単位で社会調査を行い、住民の意識を把握するニーズが発生するのは当然といえよう。欧米でも、大都市や郡単位で多くの犯罪調査が実施されている。

日本でもこれまで、このニーズのために都道府県警察本部が社会調査を実施してい

表1 日本における主要犯罪調査

調査名	犯罪被害実態調査	犯罪の不安感等に関する調査	全国統一治安意識調査
調査主体	法務総合研究所	(公財) 日工組社会安全研究財団	警察庁
初回調査年	2000年	2001年	2016
実査方法	郵送	訪問留置訪問回収（一部郵送）	集合調査
回収/アタック	2156/4000	2028/4500	49844 / -
抽出方法	2段抽出 (地点一個人)	2段抽出 (地点一世帯)	2段抽出 (都道府県一個人)
調査項目	犯罪被害	過去1/5年(13種×回数) 届出の有無 被害詳細	過去1年(16種×回数) 届出の有無
	体感治安 犯罪不安	一人歩き (Fearwalk) 治安評価 (4件法) 警察活動評価(4件法)	類型別不安 (20種×4件法) 類型別リスク認知 (同上) 総体不安 (4件法) 治安変化 (4件法) 一人歩き (Fearwalk)
	その他		秩序違反(13種×4件法) 防犯情報接触(11種×Y/N) 防犯行動 (11種×Y/N) 犯罪対策への態度 防犯活動参加意図 近隣の人間関係 不安全行動
			総体不安 (5件法) 治安変化 (5件法) 警察への信頼 (5件法)
			秩序違反 (6種×Y/N) 防犯情報接触(7種×Y/N) 防犯行動 (6種×Y/N)

たが、調査対象の代表性やサンプルサイズといった社会調査の方法論では制約があった。また、都道府県の知事部局や警察の広報公聴部門が、代表性のある社会調査を行っている場合でも、警察活動に関しては総合的な満足度を測定するにとどまり、犯罪抑止対策の立案・評価に利用することは困難であった。また、2-2節で述べた全国調査は都道府県が抽出単位に入っていないため、都道府県単位での分析は不可能であった。

これに対し、本調査は、都道府県警察本部が調査主体になって、運転免許試験場や警察署への来訪者に対して実施できるよう調査方法や質問紙が設計されている。このため、コストをかけずに、質の高い社会調査を行うことが可能になっている。

3-2. 犯罪対策の立案・評価のための簡便な調査項目

ふたつ目の特徴は、簡便に調査可能な項目を策定した、という点である。

これまでの都道府県警による犯罪対策のための社会調査は、散発的に実施されていたため、同一都道府県における継時的な比較や、同一時期の都道府県間の比較は困難であった。

このため、今回の研究会では、縦断的・横断的な比較が可能なように、標準的な調査項目もあわせて作成することとなったが、運転免許更新時での実施のため、調査項目数には制限が生じ、新規に設計する必要があった。

2-1節で取り上げた米国と英国の犯罪被害調査、そして、2-2節で取り上げた法務省の犯罪被害実態調査は、警察に未通報の被害（暗数）を含めた被害実態を把握する

ことが主目的になっている。犯罪被害を測ることそれ自体は有益であるが、犯罪対策の立案・評価を考えると、各種の防犯対策・防犯情報への接触や地域環境評価など幅広い項目が必要である。この点では、(公財)日工組社会安全研究財団「犯罪の不安感等に関する調査」の調査項目が適しているが、設問数の多さのため、運転免許試験場や警察署での実施は困難である。

この点、本調査は運転免許試験場や警察署での調査に即して調査設計を行っている。また、複数回のプレテストで回答者負荷が少ないことも確認されている。

4. 全国統一治安意識調査と「犯罪の不安感等に関する調査」の調査概要の比較

「全国統一治安意識調査」(以下、警察庁調査と表記)は、全国の都道府県警察本部での犯罪抑止対策の立案・評価を念頭に設計されており、その発想は、(公財)日工組社会安全研究財団の「犯罪の不安感等に関する調査」((以下、社安研調査と表記)に近い。このため、両者の調査の方法論について比較しておくことは有用であろう。

このため、2つの調査の標本特徴や主要項目の回答についての比較を試みた。

4-1. 回答者の性・年齢層

警察庁調査は18歳以上、社安研調査は20歳以上となっている。また、警察庁調査は80歳以上の回答者が極端に少なくなっている。このため、両調査の20歳~79歳の性・年齢層10歳刻み回答者数と、2015年国勢調査における当該人口を、カイ二乗検定及び残差分析により比較した(図1)

警察庁調査は国勢調査に比べて、男性の占める割合が高かった(56.8%対49.5%, χ

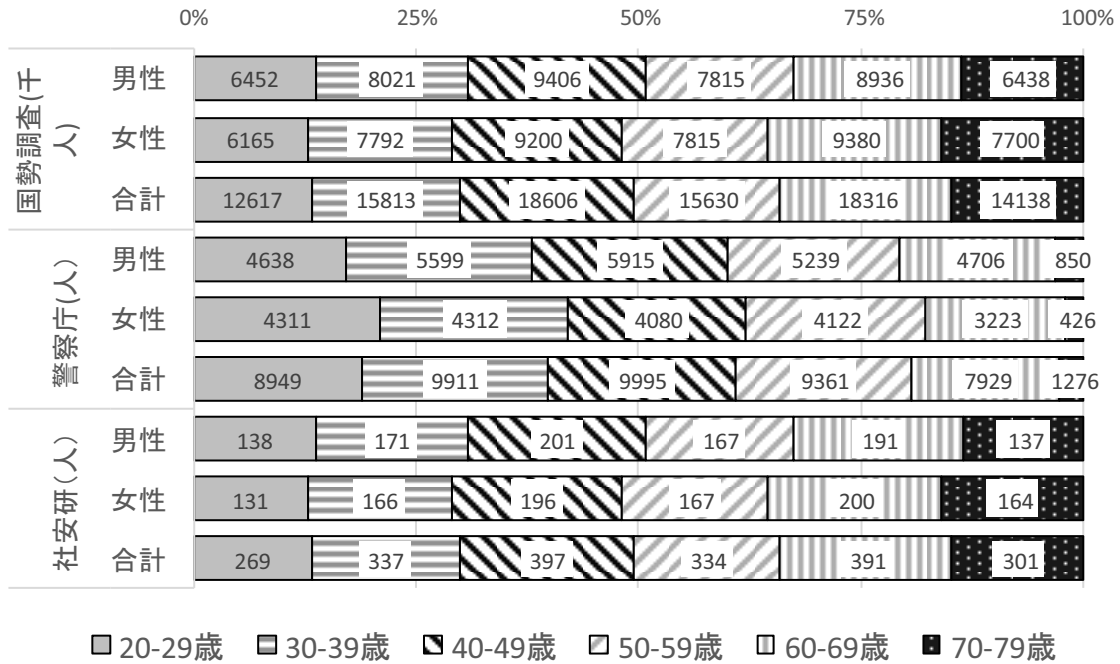


図1. 警察庁調査, 社安研調査, 国勢調査における20-79歳の性・年齢層別の構成

$^2(1)=683.4, p<0.001$)。また、年齢層に関しても構成割合は有意に異なっていた ($\chi^2(5)=5658.5, p<0.001$)。残差分析によると、警察庁調査は国勢調査に比べて、若年者(20歳~29歳, 30~39歳, 40~49歳)の割合が高く、高年齢層(60~69歳, 70~79歳)の割合は低かった。

社安研調査は性別・10歳刻み年齢層ともに、国勢調査における当該人口と有意な差はなかった(性別 $\chi^2(1)=0.97$, 年齢層 $\chi^2(1)=0.03$)。

2-2節で述べた通り、社安研調査は性・年齢層別の回収数を事前に設定したエリアサンプリングであるため乖離は原理的に起きない。これに対し、警察庁調査は運転免許試験場での集合調査であり、回収数の性・年齢層別の割り当ては困難であるため、この乖離は不可避である。インターフェイ

ス型調査の数少ない課題とはいえよう。

ただし、このことは社安研調査の一方的な優位性を示すわけではないと考えられる。すなわち、社安研調査はエリアサンプリングで代替サンプルを多用しているため、性・年齢層別の集団からの代表性が損なわれている可能性が高いのに対し、警察庁調査は現地での拒否は少なく、運転免許人口からの代表性は確保されているといえる。

今後、警察庁調査と社安研調査の結果を比較する際には、警察庁調査は、集団からの代表性は概ね確保されているが全体的に女性と高齢者の割合が少ないこと、社安研調査は性・年齢層別の人数は揃っているが、代替サンプルを多用しているために性・年齢層別の集団に対する代表性が損なわれている可能性があることに、それぞれ留意すべきである。警察庁調査を使って、特殊詐

欺や、女性に対する犯罪被害についての意識や行動を取り扱う際には、男女別・年齢層別に層別して分析を行う、サンプル数を調整するなどの重みづけを行うことが必要である。

4-2. 回答者の社会経済変数

犯罪被害や犯罪不安には、回答者の性・年齢層のみならず、居住年数、同居家族数、住んでいる住宅の種類、住宅所有などさまざまな社会経済変数が関係する。このため、両調査の社会経済変数についても比較を行った。警察庁調査について、都道府県の人口の逆数で重みをかけたもの、都道府県の性・年齢層別の人口の逆数で重みをかけたもの、重みなしの3種類を用いた。

その結果、単身居住者の割合は、社安研調査(19.4%)が、警察庁調査(重みなし12.4% 県重み15.0%, 県・性別人口別重み14.5%)よりも5%ポイントほど高かった(図2)。これは社安研調査が、単身世帯をオーバーサンプリングしていることが原因だと思われる。

戸建て居住は警察庁調査の重みづけによって大きな差異が見られた。人口規模が大きなほど都道府県ほど都市化が進んでいるため、人口で補正をかけた場合に、戸建てに住む回答者率が低くなると考えられる。持ち家率も補正のかけ方による差異が大きくみられたが、子どもの同居人数は調査間でほとんど差異は見られなかった。

4-3. 犯罪被害

代表的な5つの犯罪類型(侵入盗, 自動車・オートバイ盗, 自転車盗, 特殊詐欺等, 性的犯罪)について、過去1年の世帯犯罪被害を前項と同様の方法で比較した(図4)。

2つの調査は、犯罪被害の参照期間(1

年)や対象(回答者および家族)は同一である。しかし、警察庁調査は、都道府県の人口比や性・年齢層の人口比率を調整した後も、社安研調査に比べて、被害率が2~4倍程度高いことが明らかになった。

この原因として、サンプリング方法や実査方法が考えられる。先述のとおり、社安研調査は現地訪問での割り当て調査であるため、被害に遭遇しやすい活動的ライフスタイルの回答者が抜け落ち、被害率を過小評価した可能性がある。一方、警察庁調査は、警察が実施主体になっているため、回答者が、警察に対する要望として参照期間以前の被害を申告し、被害率を過大評価する可能性がある(類似の概念に、公的機関が実施主体の社会調査では、大学等が実施主体の社会調査に比べて、市民がより施策に賛意を示す温情バイアス(栗山, 1997)が知られている)。このように、2つの調査方法の相違が、直近の犯罪被害経験に逆方向の影響を与えた可能性がある。

4-4. 犯罪不安

前項と同じ5つの犯罪類型について、犯罪不安の程度を比較した。ともに4件法であるが、参照する被害者が、警察庁調査は本人のみ、社安研は本人と同居家族で異なっている。また、選択肢のワーディングも、警察庁調査は「不安を感じる~感じない」、社安研調査は「不安はない~非常に不安」と異なるため、厳密な比較は妥当ではない。このため、罪種間の相対順位をみると、社安研調査では侵入盗の犯罪不安が他の4類型に比べて高いのに対し、警察庁調査では重みづけの方法によらず、自転車盗の犯罪不安が最も高かった。しかし、その差異は前項の犯罪被害ほど大きくはなかった。

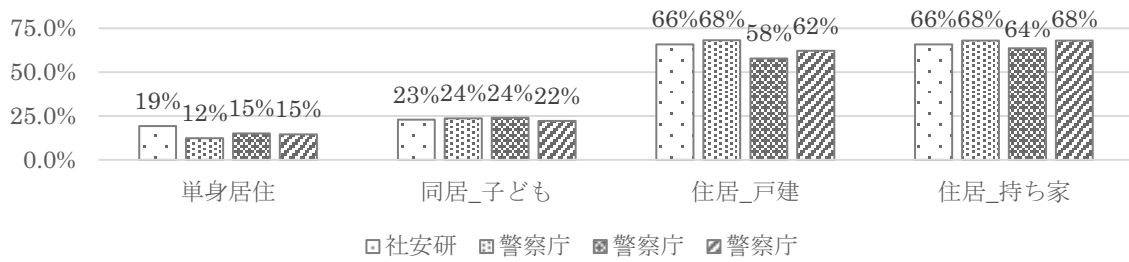


図2. 対象者の社会経済属性の調査間比較

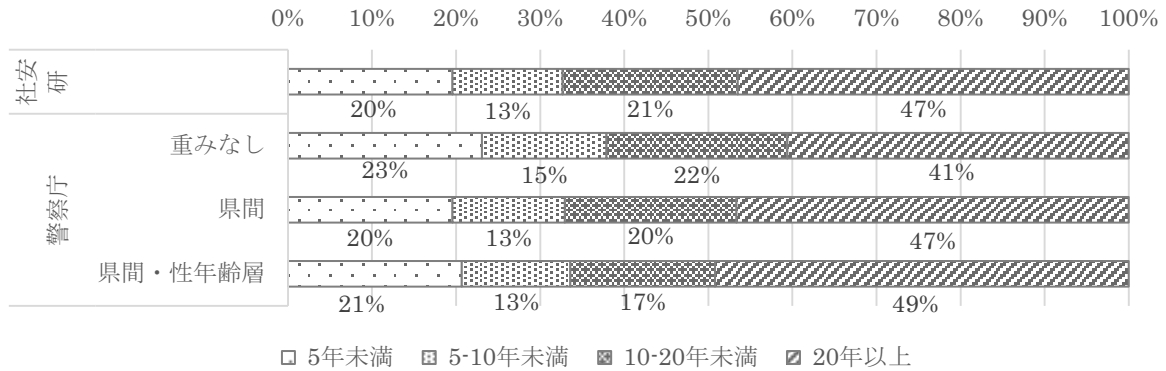


図3. 地域への居住年数の調査間比較

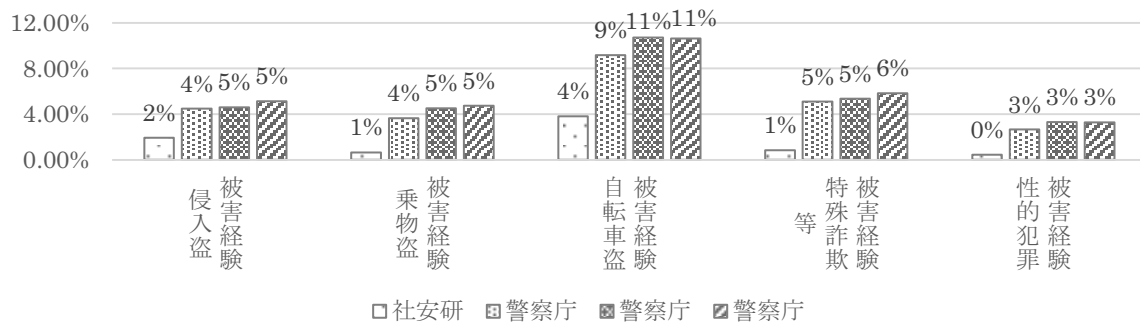


図4. 被害経験の調査間比較

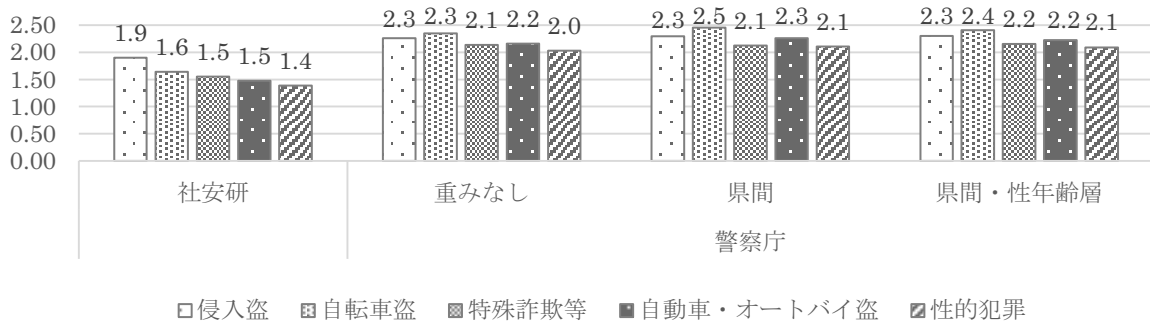


図5. 犯罪不安の調査間比較

5. 今後の活用方策と課題

今後、全国統一治安意識調査のような都道府県を実施単位としたインターフェイス型の社会調査を継続実施することで、より効果的な犯罪対策が可能になると考えられる。具体的な活用方策は以下の通りである。

5-1. 体感治安の指標（ベンチマーク）として利用する

これまでの犯罪対策の立案・評価の際には、刑法犯認知件数の変化が多用されている。他方で、人々が関心や不安をもつ犯罪は時代によって変動し、必ずしも、犯罪発生とは一致しない(Liska & Warner, 1991)。このように、犯罪認知件数と体感治安とは別の概念と考えるべきである。

このため、体感治安を同一の方法・項目で測定することには意義がある。また、体感治安だけではなく、警察への信頼、防犯パトロールや警察活動への接触、防犯行動なども、警察からの働きかけを測る指標になりうる。

5-2. 問題解決型警察活動で利用する

海外の警察機関では、犯罪抑止対策をデータ分析に基づいて行う問題解決型警察活動 (Problem-Solving Policing, または、問題指向型警察活動 Problem-Oriented Policing) が広く行われている (Clarke & Eck, 2003)。具体的には、洗い出し (Scanning), 分析 (Analysis), 実行 (Response), 評価 (Assessment) の4段階からなる。

洗い出しでは、既存の業務統計の分析から、増えている犯罪類型や、他の管轄区域に比べて構成比が多い犯罪類型を抽出する。次に、分析では、その犯罪類型の増加や多発の背景にある要因をつきとめて、その要

因を取り除くための対策を立案する。そして、その犯罪対策を実行した上で、その評価を行う。

従来型の犯罪抑止対策は、増えている・数が多い犯罪に、受動的に対策を実施するため、対策が総花的にあるきらいがある。これに対し、問題解決型では被害多発の原因を探求し、対策を立案する過程を経るため、多分に能動的な色彩を有する。これまで日本でも、特定の外食チェーン店の強盗多発に対し、その立地（ロードサイド）や店舗運営（夜間の店員一人配置）という原因を分析して、対策を実施した例（読売新聞, 2011）や、屋外での性犯罪被害の分析に基づいて、深夜移動する女子大生のためのタクシー会社による割引制度、共同住宅のための防犯認証制度といった対策を実行した例（京都府警察犯罪抑止対策調査研究会, 2015）がみられる。

インターフェイス型の社会調査は、従来型の社会調査に比べて機動性が高いため、問題解決型警察活動との親和性が高い。具体的には、問題の洗い出しの際に、住民の犯罪不安が高い犯罪類型を選択する、分析の際に、被害の原因になる予防行動の欠落やリスク行動の実態を把握する、といったことが考えられる。また、警察が把握した被害者と、インターフェイス型調査で把握した非被害者からの調査に相対リスクの算出も有用であろう。

5-3. インターフェイス型調査と全国調査とで較正 (calibration) を行う

インターフェイス型の社会調査は、都道府県での実施が念頭におかれているものの、複数の県間で調査結果を比較する、または

既存の全国調査との傾向の比較も可能である。しかし、このためには、4節で行ったように、インタビュー型調査と、既存の全国調査の調査対象および測定項目との間で発生しうる系統的差異を把握し、必要に応じて補正を行うことが必要である。

「全国統一治安意識調査」を犯罪抑止対策で活用する上では、(公財)日工組社会安全研究財団の「犯罪の不安感等に関する調査」が対照可能な全国調査になりうるが、4節では、両者の間に調査対象および主要項目の結果に系統的な差異が発生している可能性が示された。ただし、本論文での分析は、実施年度が異なる調査の事後比較でしかなく、正確な差異は把握できない。

このため、第2回以降の「全国統一治安意識調査」と、「犯罪の不安感等に関する調査」に相当する全国調査とを同時期に実施し、体感治安や犯罪被害に関する2つの調査の系統的な差異を把握できれば有用であろう。同一時期に調査実施することで、調査間で生じた差異(分散)を、調査対象者の属性による差異と、測定項目による差異とに分解することが可能となる。一度、この較正を実施すれば当面の間、その結果が利用可能である。

5-4. 結語

犯罪対策や犯罪政策の実務では、国全体で実施される施策と、都道府県以下の空間単位で実施される施策が協応しあうことで、相乗効果が期待される。社会調査についても、従来型の全国調査と、今回新しく開発された各都道府県で実施可能なインタビュー型調査が、それぞれの支柱となることで、よりよい実務が創成できるであろう。

これまで、警察の実務家に対して、社会調査を含む社会科学方法論の教育研修が実施されているが(島田・齊藤・原田, 2015)、今後、幅広い社会科学の研究者や社会調査実務者が、各都道府県警察によるインタビュー型調査実施やその分析を支援することが求められる。

(科学警察研究所 犯罪行動科学部
犯罪予防研究室長)

〈参考文献〉

- 京都府警察犯罪抑止対策調査研究会「報告書～性犯罪の現状を踏まえて～」、京都府警察犯罪抑止対策調査研究会、2015
- 栗山浩一「公共事業と環境の価値—CVMガイドブック」築地書館、1997
- 島田貴仁「世界と日本の犯罪被害調査」小俣謙二・島田貴仁(編)『犯罪と市民の心理学—犯罪リスクに社会はどうかかわるか』pp.23-26、北大路書房、2011
- 島田貴仁, 原田章, 齊藤知範「警察官に対する犯罪情勢分析手法の研修の試み」科学警察研究所報告 64(1)、24-34、2015
- 読売新聞「すき屋狙った強盗頻発 1人勤務中に被害集中」2011年10月14日付朝刊
- Addington, Lynn. A. Disentangling the effects of bounding and mobility on reports of criminal victimization., *Journal of Quantitative Criminology*, 21(3), 321-343, 2005
- Clarke, Ronald V., & Eck, John. E. *Become a Problem-Solving Crime Analyst: In 55 Small Steps*, Jill Dando Institute of Crime Science, 2003
- Liska, Allen. & Warner, Barbara. Functions of crime: A paradoxical process., *American Journal of Sociology*, 1441-1463, 1991